

平成28年9月1日

まちづくり委員会資料

平成28年第3回定例会提出予定議案の説明

議案第112号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

まちづくり局

目 次

議案第 1 1 2 号

【川崎市手数料条例の一部を改正する条例】

- 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 改正概要・・・・・・・・・・ 1

- 参考資料
 - 1 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表 ・・・・・・・・ 3
 - 2 建築基準法（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 5
 - 3 建築基準法施行規則（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 6
 - 4 川崎市建築計画概要書等の閲覧に関する規則・・・・・・・・ 3 7
 - 5 建築計画概要書等複写サービス取扱要綱 ・・・・・・・・ 3 8

川崎市手数料条例 改正概要

1 建築計画概要書等の写しの交付に係る手数料（第2条第236号）の新設

(1) 手数料新設の考え方

- ・現在建築計画概要書等の写しの交付にあたっては、複写料金（実費相当額）を徴収しているが、平成26年に策定された「使用料・手数料の設定基準」に基づき、全庁的な使用料・手数料の見直しを進める中で、**受益と負担の適正化の観点から、手数料を新設**するもの

(2) 建築計画概要書等の写しの交付の現状

- ・建築基準法第93条の2に書類の閲覧をさせなければならないと規定されており、建築基準法施行規則（以下「省令」という。）で第11条の4第1項第1号から第8号の書類が具体的に定められている。川崎市ではこのうち、第1号から第6号について、川崎市建築計画概要書等の閲覧に関する規則（以下「規則」という。）により、閲覧の用に供することを定めている。（表1参照）
- ・規則に基づき閲覧申請された書類については、建築計画概要書等複写サービス取扱要綱により、写しの交付ができることを定めており、**複写料金は1面10円（実費相当額）**としている。
- ・年間の申請件数は2万件を超え、**窓口での物件の特定に時間がかかることが多く、かかる経費に見合わない収入**となっている。（表2参照）

表1：【建築計画概要書等一覧】

1号	建築計画概要書	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の確認申請の際に、建築主が、建築主事等に提出する書類 ・建築主、設計者、建築面積、配置図等が記載されている。
2号	築造計画概要書	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の確認申請の際に、築造主が、建築主事等に提出する書類 ・築造主、設計者、築造面積、配置図等が記載されている。
3号	定期調査報告概要書	<ul style="list-style-type: none"> ・映画館、病院、百貨店等の建築物のうち一定のものについて、所有者等が、定期的に専門技術を有する資格者に所定の項目を調査させ、市長に報告する際に提出する書類 ・所有者、管理者、不具合の内容等が記載されている。
4号	定期検査報告概要書	<ul style="list-style-type: none"> ・昇降機及び一定の建築設備等について、所有者等が、定期的に専門技術を有する資格者に所定の項目を検査させ、市長に報告する際に提出する書類 ・所有者、管理者、不具合の内容等が記載されている。
5号	処分等概要書	<ul style="list-style-type: none"> ・建築計画概要書又は築造計画概要書に係る建築物又は工作物の建築確認、中間検査、完了検査の年月日等が記載されている書類
6号	全体計画概要書	<ul style="list-style-type: none"> ・既存不適格建築物に係る全体計画認定制度を適用して建築物を建築しようとする場合に、建築主が、認定申請の際に市長に提出する書類 ・建築主、設計者、配置図、全体計画認定年月日等が記載されている。 <p>※川崎市において現在全体計画認定を受けている物件は1件のみ</p>

表 2 : 【建築計画概要書等写しの交付の実績等】

年度	申請				支出 (千円) A	収入 (千円) B	受益者 負担割合 (%) B/A
	件数	枚数	1 件あたり平均				
			枚数	金額			
平成 25 年度	<u>21,465</u>	94,506	約 4 枚	約 40 円	<u>7,297</u>	946	12.9
平成 26 年度	<u>23,649</u>	101,292			<u>8,303</u>	1,012	12.1

(3) 新設する手数料の概要

- ・対象：省令第 11 条の 4 第 1 項第 1 号から第 6 号の各概要書の写しの交付
- ・金額：写しの交付 1 件あたり 300 円（現行は 1 面 10 円）

- 上記表 2 の各年度の交付実績から原価計算を行うと、1 件あたりの金額は次のとおり。
平成 25 年度：339 円
平成 26 年度：351 円
- 建築計画概要書と同様の手続きにより交付をしている建築確認等台帳記載証明書に係る手数料が 1 件 300 円であることや、他都市における手数料の状況等も踏まえ設定（表 3 参照）

表 3 : 【手数料化している他都市（政令市・神奈川県）の状況】

都市名	1 件あたりの金額
堺市	200 円
大阪市	250 円
神戸市・岡山市・熊本市	300 円
さいたま市・神奈川県	400 円

・交付の単位

省令第 11 条の 4 第 1 項第 1 号から第 6 号の書類ごとに 1 件とする。ただし、第 5 号「処分等概要書」と第 1 号「建築計画概要書」又は第 2 号「築造計画概要書」が同時に申請される場合は、合わせて 1 件とみなす。

2 その他の改正内容

- ・建築計画概要書等の写しの交付に係る条例第 2 条第 236 号を新設することに伴い、改正前の条例第 2 条第 236 号から第 280 号までの各号を 1 号ずつ繰り下げるなど、所要の整備を行うもの

3 施行期日：平成 29 年 4 月 1 日

川崎市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市手数料条例</p> <p>昭和 25 年 3 月 29 日条例第 6 号</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定により徴収する手数料は、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第 2 条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、<u>第 265 号</u>の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(1) ～ (131) 略</p> <p>(132) 食品衛生法第 52 条第 1 項の規定に基づく<u>第 98 号</u>から前号までに掲げる営業の許可を受けた者が、当該許可の有効期間の満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合の申請に対する審査 1 件につき <u>第 98 号</u>から前号までに掲げる営業の区分に応じ当該各号に規定する額に 2 分の 1 を乗じて得た額</p> <p>(133) 食品衛生法第 52 条第 1 項の規定に基づく<u>第 98 号</u>から<u>第 131 号</u>までに掲げる営業の 5 月以内の短期間の営業の許可の申請に対する審査 1 件につき <u>第 98 号</u>から<u>第 131 号</u>までに掲げる営業の区分に応じ当該各号に規定する額に 2 分の 1 を乗じて得た額</p> <p>(134) ～ (235) 略</p> <p><u>(236) 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 11 条の 4 第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる書類（以下「建築計画概要書等」という。）の写しの交付 1 件につき 300 円</u></p> <p><u>1 の建築計画概要書等ごとに 1 件とする。</u></p> <p><u>ただし、建築基準法施行規則第 11 条の 4 第 1 項第 5 号に掲げる処分等概要書の写しと当該処分等概要書に係る同項第 1 号又は第 2 号に掲げる建築計画概要書又は築造計画概要書の写しの交付の申請が同時に行われ</u></p>	<p>○川崎市手数料条例</p> <p>昭和 25 年 3 月 29 日条例第 6 号</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定により徴収する手数料は、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第 2 条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、<u>第 264 号</u>の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(1) ～ (131) 略</p> <p>(132) 食品衛生法第 52 条第 1 項の規定に基づく<u>第 96 号</u>から前号までに掲げる営業の許可を受けた者が、当該許可の有効期間の満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合の申請に対する審査 1 件につき <u>第 96 号</u>から前号までに掲げる営業の区分に応じ当該各号に規定する額に 2 分の 1 を乗じて得た額</p> <p>(133) 食品衛生法第 52 条第 1 項の規定に基づく<u>第 96 号</u>から<u>第 129 号</u>までに掲げる営業の 5 月以内の短期間の営業の許可の申請に対する審査 1 件につき <u>第 96 号</u>から<u>第 129 号</u>までに掲げる営業の区分に応じ当該各号に規定する額に 2 分の 1 を乗じて得た額</p> <p>(134) ～ (235) 略</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>る場合は、1件とみなす。</u></p> <p><u>(237)</u> 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査</p> <p>ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合</p> <p>(ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき。1件につき 8,600円</p> <p>(イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。1件につき 22,000円</p> <p>(ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。1件につき 43,000円</p> <p>(エ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。1件につき 86,000円</p> <p>(オ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。1件につき 130,000円</p> <p>(カ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。1件につき 170,000円</p> <p>(キ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。1件につき 220,000円</p> <p>(ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき。1件につき 300,000円</p> <p>イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合</p> <p>(ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき。1件につき 13,000円</p> <p>(イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。1件につき 30,000円</p> <p>(ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以</p>	<p><u>(236)</u> 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査</p> <p>ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合</p> <p>(ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき。1件につき 8,600円</p> <p>(イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。1件につき 22,000円</p> <p>(ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。1件につき 43,000円</p> <p>(エ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。1件につき 86,000円</p> <p>(オ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。1件につき 130,000円</p> <p>(カ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。1件につき 170,000円</p> <p>(キ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。1件につき 220,000円</p> <p>(ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき。1件につき 300,000円</p> <p>イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合</p> <p>(ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき。1件につき 13,000円</p> <p>(イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。1件につき 30,000円</p> <p>(ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以</p>

改正後	改正前
上0.6ヘクタール未満のとき。 1件につき 65,000円	上0.6ヘクタール未満のとき。 1件につき 65,000円
(エ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。 1件につき 120,000円	(エ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。 1件につき 120,000円
(オ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。 1件につき 200,000円	(オ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。 1件につき 200,000円
(カ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。 1件につき 270,000円	(カ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。 1件につき 270,000円
(キ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。 1件につき 340,000円	(キ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。 1件につき 340,000円
(ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき。 1件につき 480,000円	(ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき。 1件につき 480,000円
ウ ア及びイ以外の開発行為の場合	ウ ア及びイ以外の開発行為の場合
(ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき。 1件につき 86,000円	(ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき。 1件につき 86,000円
(イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。 1件につき 130,000円	(イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。 1件につき 130,000円
(ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。 1件につき 190,000円	(ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。 1件につき 190,000円
(エ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。 1件につき 260,000円	(エ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。 1件につき 260,000円
(オ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。 1件につき 390,000円	(オ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。 1件につき 390,000円
(カ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。 1件につき 510,000円	(カ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。 1件につき 510,000円
(キ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。 1件につき 660,000円	(キ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。 1件につき 660,000円
(ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき。 1件につき 870,000円	(ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき。 1件につき 870,000円

改正後	改正前
<p><u>(238)</u> 都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査1件につき アからウまでに掲げる額を合算した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、870,000円</p> <p>ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前号に規定する額</p> <p>ウ その他の変更については、10,000円</p>	<p><u>(237)</u> 都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査1件につき アからウまでに掲げる額を合算した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、870,000円</p> <p>ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前号に規定する額</p> <p>ウ その他の変更については、10,000円</p>
<p><u>(239)</u> 都市計画法第41条第2項ただし書（同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査1件につき 46,000円</p>	<p><u>(238)</u> 都市計画法第41条第2項ただし書（同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査1件につき 46,000円</p>
<p><u>(240)</u> 都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査1件につき 26,000円</p>	<p><u>(239)</u> 都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査1件につき 26,000円</p>
<p><u>(241)</u> 都市計画法第43条の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査</p> <p>ア 敷地の面積が0.1ヘクタール未満のとき。1件につき 6,900円</p> <p>イ 敷地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。1件につき 18,000円</p> <p>ウ 敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。1件につき 39,000円</p> <p>エ 敷地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。1件につき 69,000円</p> <p>オ 敷地の面積が1ヘクタール以上のとき。</p>	<p><u>(240)</u> 都市計画法第43条の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査</p> <p>ア 敷地の面積が0.1ヘクタール未満のとき。1件につき 6,900円</p> <p>イ 敷地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。1件につき 18,000円</p> <p>ウ 敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。1件につき 39,000円</p> <p>エ 敷地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。1件につき 69,000円</p> <p>オ 敷地の面積が1ヘクタール以上のとき。</p>

改正後	改正前
<p>1 件につき 97,000円</p> <p><u>(242)</u> 都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査</p> <p>ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合 1 件につき 1,700円</p> <p>イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合 1 件につき 2,700円</p> <p>ウ 承認申請をする者が行おうとする開発行為がア及びイ以外のものである場合 1 件につき 17,000円</p> <p><u>(243)</u> 都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付 用紙1枚につき 470円</p> <p><u>(244)</u> 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査</p> <p>ア 切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートル以内のもの 1 件につき 12,000円</p> <p>イ 切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1 件につき 21,000円</p> <p>ウ 切土又は盛土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1 件につき 31,000円</p> <p>エ 切土又は盛土をする土地の面積が2,000</p>	<p>1 件につき 97,000円</p> <p><u>(241)</u> 都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査</p> <p>ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合 1 件につき 1,700円</p> <p>イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合 1 件につき 2,700円</p> <p>ウ 承認申請をする者が行おうとする開発行為がア及びイ以外のものである場合 1 件につき 17,000円</p> <p><u>(242)</u> 都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付 用紙1枚につき 470円</p> <p><u>(243)</u> 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査</p> <p>ア 切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートル以内のもの 1 件につき 12,000円</p> <p>イ 切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1 件につき 21,000円</p> <p>ウ 切土又は盛土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1 件につき 31,000円</p> <p>エ 切土又は盛土をする土地の面積が2,000</p>

改正後	改正前
<p>平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 47,000円</p>	<p>平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 47,000円</p>
<p>オ 切土又は盛土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 67,000円</p>	<p>オ 切土又は盛土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 67,000円</p>
<p>カ 切土又は盛土をする土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件につき 110,000円</p>	<p>カ 切土又は盛土をする土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件につき 110,000円</p>
<p>キ 切土又は盛土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの 1件につき 170,000円</p>	<p>キ 切土又は盛土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの 1件につき 170,000円</p>
<p>ク 切土又は盛土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの 1件につき 250,000円</p>	<p>ク 切土又は盛土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの 1件につき 250,000円</p>
<p>ケ 切土又は盛土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの 1件につき 340,000円</p>	<p>ケ 切土又は盛土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの 1件につき 340,000円</p>
<p>コ 切土又は盛土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの 1件につき 420,000円</p>	<p>コ 切土又は盛土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの 1件につき 420,000円</p>
<p><u>(245)</u> 宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査 1件につきア及びイに掲げる額を合算した額。ただし、その額が420,000円を超えるときは、420,000円</p>	<p><u>(244)</u> 宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査 1件につきア及びイに掲げる額を合算した額。ただし、その額が420,000円を超えるときは、420,000円</p>
<p>ア 宅地造成に関する工事の設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、切土又は盛土をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の面積の減少を伴う場合にあつては減少後の切土又は盛土をする土地の面積）に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p>	<p>ア 宅地造成に関する工事の設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、切土又は盛土をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の面積の減少を伴う場合にあつては減少後の切土又は盛土をする土地の面積）に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p>

改正後	改正前
<p>イ 新たな切土又は盛土をする土地の追加による宅地造成に関する工事の設計の変更については、新たに追加される切土又は盛土をする土地の面積に応じ前号に規定する額</p> <p>(246) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく同条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物又は建築物の部分（以下この号において「申請建築物等」という。）の当該長期優良住宅建築等計画の区分に応じ次に規定する額を当該申請建築物等について同時に認定申請をする住戸の数の合計数（以下この号において「同時申請戸数」という。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>(ア) 申請建築物等の新築に係るもの次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 1戸 6,000円</p> <p>b 2戸以上5戸以下 12,000円</p> <p>c 6戸以上10戸以下 21,000円</p> <p>d 11戸以上30戸以下 31,000円</p>	<p>イ 新たな切土又は盛土をする土地の追加による宅地造成に関する工事の設計の変更については、新たに追加される切土又は盛土をする土地の面積に応じ前号に規定する額</p> <p>(245) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく同条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物又は建築物の部分（以下この号において「申請建築物等」という。）の当該長期優良住宅建築等計画の区分に応じ次に規定する額を当該申請建築物等について同時に認定申請をする住戸の数の合計数（以下この号において「同時申請戸数」という。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>(ア) 申請建築物等の新築に係るもの次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 1戸 6,000円</p> <p>b 2戸以上5戸以下 12,000円</p> <p>c 6戸以上10戸以下 21,000円</p> <p>d 11戸以上30戸以下 31,000円</p>

改正後	改正前
e 31戸以上50戸以下 58,000円	e 31戸以上50戸以下 58,000円
f 51戸以上100戸以下 99,000円	f 51戸以上100戸以下 99,000円
g 101戸以上200戸以下 160,000円	g 101戸以上200戸以下 160,000円
h 201戸以上300戸以下 200,000円	h 201戸以上300戸以下 200,000円
i 301戸以上 210,000円	i 301戸以上 210,000円
(イ) 申請建築物等の増築又は改築に係るもの 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額	(イ) 申請建築物等の増築又は改築に係るもの 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額
a 1戸 9,100円	a 1戸 9,100円
b 2戸以上5戸以下 18,000円	b 2戸以上5戸以下 18,000円
c 6戸以上10戸以下 32,000円	c 6戸以上10戸以下 32,000円
d 11戸以上30戸以下 46,000円	d 11戸以上30戸以下 46,000円
e 31戸以上50戸以下 87,000円	e 31戸以上50戸以下 87,000円
f 51戸以上100戸以下 150,000円	f 51戸以上100戸以下 150,000円
g 101戸以上200戸以下 250,000円	g 101戸以上200戸以下 250,000円
h 201戸以上300戸以下 300,000円	h 201戸以上300戸以下 300,000円
i 301戸以上 320,000円	i 301戸以上 320,000円
イ 申請建築物等に係る住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に定める耐震等級（構造躯体（く）体の倒壊等防止に係るものに限る。）に係る評価が建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算によるものを除く。 <u>第248号</u> において同じ。）が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合 1件につき 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額を同時申請戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）	イ 申請建築物等に係る住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に定める耐震等級（構造躯体（く）体の倒壊等防止に係るものに限る。）に係る評価が建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算によるものを除く。 <u>第247号</u> において同じ。）が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合 1件につき 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額を同時申請戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
(ア) 1戸 15,000円	(ア) 1戸 15,000円
(イ) 2戸以上5戸以下 57,000円	(イ) 2戸以上5戸以下 57,000円
(ウ) 6戸以上10戸以下 92,000円	(ウ) 6戸以上10戸以下 92,000円
(エ) 11戸以上30戸以下 170,000円	(エ) 11戸以上30戸以下 170,000円
(オ) 31戸以上50戸以下 300,000円	(オ) 31戸以上50戸以下 300,000円
(カ) 51戸以上100戸以下 450,000円	(カ) 51戸以上100戸以下 450,000円
(キ) 101戸以上200戸以下 830,000円	(キ) 101戸以上200戸以下 830,000円

改正後	改正前
<p>(ク) 201戸以上300戸以下 1,100,000円 (ケ) 301戸以上 1,400,000円</p>	<p>(ク) 201戸以上300戸以下 1,100,000円 (ケ) 301戸以上 1,400,000円</p>
<p>ウ ア又はイ以外の場合</p>	<p>ウ ア又はイ以外の場合</p>
<p>1件につき 次に掲げる申請建築物等の当該長期優良住宅建築等計画の区分に応じ次に規定する額を同時申請戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p>	<p>1件につき 次に掲げる申請建築物等の当該長期優良住宅建築等計画の区分に応じ次に規定する額を同時申請戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p>
<p>(ア) 申請建築物等の新築に係るもの 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p>	<p>(ア) 申請建築物等の新築に係るもの 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p>
<p>a 1戸 45,000円</p>	<p>a 1戸 45,000円</p>
<p>b 2戸以上5戸以下 110,000円</p>	<p>b 2戸以上5戸以下 110,000円</p>
<p>c 6戸以上10戸以下 170,000円</p>	<p>c 6戸以上10戸以下 170,000円</p>
<p>d 11戸以上30戸以下 340,000円</p>	<p>d 11戸以上30戸以下 340,000円</p>
<p>e 31戸以上50戸以下 600,000円</p>	<p>e 31戸以上50戸以下 600,000円</p>
<p>f 51戸以上100戸以下 1,000,000円</p>	<p>f 51戸以上100戸以下 1,000,000円</p>
<p>g 101戸以上200戸以下 1,900,000円</p>	<p>g 101戸以上200戸以下 1,900,000円</p>
<p>h 201戸以上300戸以下 2,700,000円</p>	<p>h 201戸以上300戸以下 2,700,000円</p>
<p>i 301戸以上 3,400,000円</p>	<p>i 301戸以上 3,400,000円</p>
<p>(イ) 申請建築物等の増築又は改築に係るもの 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p>	<p>(イ) 申請建築物等の増築又は改築に係るもの 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p>
<p>a 1戸 68,000円</p>	<p>a 1戸 68,000円</p>
<p>b 2戸以上5戸以下 160,000円</p>	<p>b 2戸以上5戸以下 160,000円</p>
<p>c 6戸以上10戸以下 260,000円</p>	<p>c 6戸以上10戸以下 260,000円</p>
<p>d 11戸以上30戸以下 510,000円</p>	<p>d 11戸以上30戸以下 510,000円</p>
<p>e 31戸以上50戸以下 910,000円</p>	<p>e 31戸以上50戸以下 910,000円</p>
<p>f 51戸以上100戸以下 1,600,000円</p>	<p>f 51戸以上100戸以下 1,600,000円</p>
<p>g 101戸以上200戸以下 2,900,000円</p>	<p>g 101戸以上200戸以下 2,900,000円</p>
<p>h 201戸以上300戸以下 4,100,000円</p>	<p>h 201戸以上300戸以下 4,100,000円</p>
<p>i 301戸以上 5,000,000円</p>	<p>i 301戸以上 5,000,000円</p>
<p><u>(247)</u> 長期優良住宅普及促進法第6条第2項後段の規定に基づく建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書（以下「確認申請書」という。）の提出が行われた場合における長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定申請に対する審査</p>	<p><u>(246)</u> 長期優良住宅普及促進法第6条第2項後段の規定に基づく建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書（以下「確認申請書」という。）の提出が行われた場合における長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定申請に対する審査</p>

改正後	改正前
<p>1 件につき 前号の規定により算定した額に第189号に規定する額（第193号に掲げる場合に該当する場合にあっては同号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額、確認申請書に係る計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては第189号に規定する額に昇降機1基につき第193号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額を加えた額。<u>第249号</u>において同じ。）を加えた額</p> <p><u>(248)</u> 長期優良住宅普及促進法第8条第1項及び同条第2項において準用する長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（以下この号から<u>第250号</u>までにおいて「変更認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 変更認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録住宅性能評価機関が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1 件につき 当該変更認定申請に係る建築物又は建築物の部分（以下この号において「申請建築物等」という。）の当該長期優良住宅建築等計画の区分に応じ<u>第246号</u>ア(ア)又は(イ)に規定する額に2分の1を乗じて得た額を当該変更認定申請をする際現に長期優良住宅普及促進法第6条第1項の認定を受けている当該申請建築物等の住戸の数の合計数（以下この号において「既認定戸数」という。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>イ 申請建築物等に係る住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p>	<p>1 件につき 前号の規定により算定した額に第189号に規定する額（第193号に掲げる場合に該当する場合にあっては同号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額、確認申請書に係る計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては第189号に規定する額に昇降機1基につき第193号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額を加えた額。<u>第248号</u>において同じ。）を加えた額</p> <p><u>(247)</u> 長期優良住宅普及促進法第8条第1項及び同条第2項において準用する長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（以下この号から<u>第249号</u>までにおいて「変更認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 変更認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録住宅性能評価機関が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1 件につき 当該変更認定申請に係る建築物又は建築物の部分（以下この号において「申請建築物等」という。）の当該長期優良住宅建築等計画の区分に応じ<u>第245号</u>ア(ア)又は(イ)に規定する額に2分の1を乗じて得た額を当該変更認定申請をする際現に長期優良住宅普及促進法第6条第1項の認定を受けている当該申請建築物等の住戸の数の合計数（以下この号において「既認定戸数」という。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>イ 申請建築物等に係る住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p>

改正後	改正前
<p>1 件につき 当該変更認定申請に係る申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ第246号イ(ア)から(ケ)までに規定する額に2分の1を乗じて得た額を既認定戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p>	<p>1 件につき 当該変更認定申請に係る申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ第245号イ(ア)から(ケ)までに規定する額に2分の1を乗じて得た額を既認定戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p>
<p>ウ ア又はイ以外の場合</p>	<p>ウ ア又はイ以外の場合</p>
<p>1 件につき 申請建築物等の当該長期優良住宅建築等計画の区分に応じ第246号ウ(ア)又は(イ)に規定する額に2分の1を乗じて得た額を既認定戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p>	<p>1 件につき 申請建築物等の当該長期優良住宅建築等計画の区分に応じ第245号ウ(ア)又は(イ)に規定する額に2分の1を乗じて得た額を既認定戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p>
<p>(249) 長期優良住宅普及促進法第8条第2項において準用する長期優良住宅普及促進法第6条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における長期優良住宅普及促進法第8条第1項及び同条第2項において準用する長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく変更認定申請に対する審査</p>	<p>(248) 長期優良住宅普及促進法第8条第2項において準用する長期優良住宅普及促進法第6条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における長期優良住宅普及促進法第8条第1項及び同条第2項において準用する長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく変更認定申請に対する審査</p>
<p>1 件につき 前号の規定により算定した額に第189号に規定する額を加えた額</p>	<p>1 件につき 前号の規定により算定した額に第189号に規定する額を加えた額</p>
<p>(250) 長期優良住宅普及促進法第9条第1項の規定に基づく変更認定申請に対する審査 1 件につき 2,100円</p>	<p>(249) 長期優良住宅普及促進法第9条第1項の規定に基づく変更認定申請に対する審査 1 件につき 2,100円</p>
<p>(251) 長期優良住宅普及促進法第10条の規定に基づく計画の認定を受けた地位の承継の承認申請に対する審査 1 件につき 1,700円</p>	<p>(250) 長期優良住宅普及促進法第10条の規定に基づく計画の認定を受けた地位の承継の承認申請に対する審査 1 件につき 1,700円</p>
<p>(252) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(以下この号及び次号において「認定申請」という。)に対する審査</p>	<p>(251) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(以下この号及び次号において「認定申請」という。)に対する審査</p>
<p>ア 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨をエネルギーの使用の合理化等に関</p>	<p>ア 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨をエネルギーの使用の合理化等に関</p>

改正後	改正前
<p>する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関（<u>第254号、第256号、第258号及び第260号</u>において「登録建築物調査機関等」という。）が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号、<u>第254号、第256号、第258号及び第260号</u>において同じ。） 1件につき 4,900円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分（人の居住の用に供する建築物の部分のうち住戸の部分を用いる。以下この号において同じ。） 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 4,900円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 9,600円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 16,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 27,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 45,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 81,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 130,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 160,000円</p> <p>(i) 301戸以上 170,000円</p> <p>b 共用部分（人の居住の用に供する建築物の部分のうち住宅部分を除いた部分を用いる。以下この号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p>	<p>する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関（<u>第253号、第255号、第257号及び第259号</u>において「登録建築物調査機関等」という。）が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号、<u>第253号、第255号、第257号及び第259号</u>において同じ。） 1件につき 4,900円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分（人の居住の用に供する建築物の部分のうち住戸の部分を用いる。以下この号において同じ。） 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 4,900円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 9,600円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 16,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 27,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 45,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 81,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 130,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 160,000円</p> <p>(i) 301戸以上 170,000円</p> <p>b 共用部分（人の居住の用に供する建築物の部分のうち住宅部分を除いた部分を用いる。以下この号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p>

改正後	改正前
<p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの200,000円</p> <p>c 非住宅部分（住宅部分及び共用部分以外の建築物の部分を用いる。以下この号において同じ。）次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの200,000円</p> <p>イ 認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る住宅品質確保法第6条第1項に</p>	<p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの200,000円</p> <p>c 非住宅部分（住宅部分及び共用部分以外の建築物の部分を用いる。以下この号において同じ。）次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの200,000円</p> <p>イ 認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る住宅品質確保法第6条第1項に</p>

改正後	改正前
<p>規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に定める断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価が行われているものに限る。<u>第254号、第256号及び第258号</u>において「特定設計住宅性能評価書」という。）が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 8,800円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の住宅部分の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 1戸 8,800円 b 2戸以上5戸以下 23,000円 c 6戸以上10戸以下 30,000円 d 11戸以上25戸以下 43,000円 e 26戸以上50戸以下 64,000円 f 51戸以上100戸以下 100,000円 g 101戸以上200戸以下 150,000円 h 201戸以上300戸以下 190,000円 i 301戸以上 200,000円</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円 b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 34,000円 (b) 2戸以上5戸以下 69,000円 (c) 6戸以上10戸以下 97,000円 (d) 11戸以上25戸以下 140,000円</p>	<p>規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に定める断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価が行われているものに限る。<u>第253号、第255号及び第257号</u>において「特定設計住宅性能評価書」という。）が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 8,800円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の住宅部分の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 1戸 8,800円 b 2戸以上5戸以下 23,000円 c 6戸以上10戸以下 30,000円 d 11戸以上25戸以下 43,000円 e 26戸以上50戸以下 64,000円 f 51戸以上100戸以下 100,000円 g 101戸以上200戸以下 150,000円 h 201戸以上300戸以下 190,000円 i 301戸以上 200,000円</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円 b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 34,000円 (b) 2戸以上5戸以下 69,000円 (c) 6戸以上10戸以下 97,000円 (d) 11戸以上25戸以下 140,000円</p>

改正後	改正前
円	円
(e) 26戸以上50戸以下 200,000	(e) 26戸以上50戸以下 200,000
円	円
(f) 51戸以上100戸以下 280,000	(f) 51戸以上100戸以下 280,000
円	円
(g) 101戸以上200戸以下 380,000	(g) 101戸以上200戸以下 380,000
円	円
(h) 201戸以上300戸以下 500,000	(h) 201戸以上300戸以下 500,000
円	円
(i) 301戸以上 590,000円	(i) 301戸以上 590,000円
b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額	b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額
(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 110,000円	(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 110,000円
(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 180,000円	(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 180,000円
(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 280,000円	(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 280,000円
(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 360,000円	(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 360,000円
(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 430,000円	(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 430,000円
(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 500,000円	(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 500,000円
c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額	c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額
(a) 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）で定める基準が適用される場合又は特別な調査若しくは研究の結果に基づ	(a) 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）で定める基準が適用される場合又は特別な調査若しくは研究の結果に基づ

改正後	改正前
<p>き当該基準と同等以上の基準であるとして市長が認めるものが適用される場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 240,000円</p> <p>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 380,000円</p> <p>iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 550,000円</p> <p>iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 670,000円</p> <p>v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 790,000円</p> <p>vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 900,000円</p> <p>(b) (a) 以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 97,000円</p> <p>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 260,000円</p> <p>iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 330,000円</p>	<p>き当該基準と同等以上の基準であるとして市長が認めるものが適用される場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 240,000円</p> <p>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 380,000円</p> <p>iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 550,000円</p> <p>iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 670,000円</p> <p>v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 790,000円</p> <p>vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 900,000円</p> <p>(b) (a) 以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 97,000円</p> <p>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 260,000円</p> <p>iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 330,000円</p>

改正後	改正前
<p>円</p> <p>v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 390,000円</p> <p>vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの470,000円</p>	<p>円</p> <p>v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 390,000円</p> <p>vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの470,000円</p>
<p><u>(253)</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第53条第1項の規定に基づく認定申請に対する審査</p> <p>1件につき 前号の規定により算定した額に第189号に規定する額（確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、同号に規定する額に第193号に規定する額を加えた額。<u>第255号</u>において同じ。）又は第193号に規定する額を加えた額</p>	<p><u>(252)</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第53条第1項の規定に基づく認定申請に対する審査</p> <p>1件につき 前号の規定により算定した額に第189号に規定する額（確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、同号に規定する額に第193号に規定する額を加えた額。<u>第254号</u>において同じ。）又は第193号に規定する額を加えた額</p>
<p><u>(254)</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（以下この号及び次号において「変更認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 変更認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物調査機関等が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき2,450円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画（以下この号において「認定済計画」という。）に係る</p>	<p><u>(253)</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（以下この号及び次号において「変更認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 変更認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物調査機関等が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき2,450円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画（以下この号において「認定済計画」という。）に係る</p>

改正後	改正前
<p>建築物の部分について<u>第252号ア(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について<u>第252号ア(イ)</u>の規定により算定した額</p> <p>イ 変更認定申請に係る建築物及び建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 4,400円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の住宅部分について<u>第252号イ(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された住宅部分について<u>第252号イ(イ)</u>の規定により算定した額</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の部分について<u>第252号ウ(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について<u>第252号ウ(イ)</u>の規定により算定した額</p> <p><u>(255)</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第</p>	<p>建築物の部分について<u>第251号ア(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について<u>第251号ア(イ)</u>の規定により算定した額</p> <p>イ 変更認定申請に係る建築物及び建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 4,400円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の住宅部分について<u>第251号イ(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された住宅部分について<u>第251号イ(イ)</u>の規定により算定した額</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の部分について<u>第251号ウ(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について<u>第251号ウ(イ)</u>の規定により算定した額</p> <p><u>(254)</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第</p>

改正後	改正前
<p>2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第55条第1項の規定に基づく変更認定申請に対する審査</p> <p>1件につき 前号の規定により算定した額に第189号に規定する額又は第193号に規定する額を加えた額</p> <p><u>(256)</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物調査機関等が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 4,900円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分という。以下この号、<u>第258号</u>及び<u>第260号</u>において同じ。）次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 4,900円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 9,600円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 16,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 27,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 45,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 81,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 130,000円</p>	<p>2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第55条第1項の規定に基づく変更認定申請に対する審査</p> <p>1件につき 前号の規定により算定した額に第189号に規定する額又は第193号に規定する額を加えた額</p> <p><u>(255)</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物調査機関等が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 4,900円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分という。以下この号、<u>第257号</u>及び<u>第259号</u>において同じ。）次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 4,900円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 9,600円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 16,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 27,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 45,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 81,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 130,000円</p>

改正後	改正前
<p>(h) 201戸以上300戸以下 160,000円</p> <p>(i) 301戸以上 170,000円</p> <p>b 共用部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分を除いた部分をいう。以下この号及び第260号において同じ。）次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p> <p>c 非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号及び第260号において同じ。）次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メ</p>	<p>(h) 201戸以上300戸以下 160,000円</p> <p>(i) 301戸以上 170,000円</p> <p>b 共用部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分を除いた部分をいう。以下この号及び第259号において同じ。）次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p> <p>c 非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号及び第259号において同じ。）次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メ</p>

改正後	改正前
<p>メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p>	<p>メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p>
<p>イ 認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき ア(ア)に規定する額</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 当該認定申請に係る建築物の住宅部分の住戸の総数の区分に応じア(イ) aに規定する額</p>	<p>イ 認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき ア(ア)に規定する額</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 当該認定申請に係る建築物の住宅部分の住戸の総数の区分に応じア(イ) aに規定する額</p>
<p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 34,000円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 69,000円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 97,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 140,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 200,000円</p>	<p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 34,000円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 69,000円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 97,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 140,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 200,000円</p>

改正後	改正前
円	円
(f) 51戸以上100戸以下 280,000	(f) 51戸以上100戸以下 280,000
円	円
(g) 101戸以上200戸以下 380,000	(g) 101戸以上200戸以下 380,000
円	円
(h) 201戸以上300戸以下 500,000	(h) 201戸以上300戸以下 500,000
円	円
(i) 301戸以上 590,000円	(i) 301戸以上 590,000円
b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額	b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額
(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 110,000円	(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 110,000円
(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 180,000円	(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 180,000円
(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 280,000円	(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 280,000円
(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 360,000円	(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 360,000円
(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 430,000円	(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 430,000円
(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 500,000円	(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 500,000円
c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額	c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額
(a) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額	(a) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額
i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

改正後	改正前
230,000円	230,000円
ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 370,000円	ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 370,000円
iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 530,000円	iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 530,000円
iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 650,000円	iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 650,000円
v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 770,000円	v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 770,000円
vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円	vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円
(b) (a) 以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額	(b) (a) 以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額
i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円	i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円
ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 150,000円	ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 150,000円
iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000円	iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000円
iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 310,000円	iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 310,000円
v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 370,000円	v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 370,000円
vi 非住宅部分の床面積の合計が	vi 非住宅部分の床面積の合計が

改正後	改正前
<p>25,000平方メートル以上のもの 440,000円</p> <p><u>(257)</u> 建築物省エネ法第30条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく認定申請に対する審査</p> <p>1件につき 前号の規定により算定した額に第189号に規定する額（確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、同号に規定する額に第193号に規定する額を加えた額。<u>第259号</u>において同じ。）又は第193号に規定する額を加えた額</p> <p><u>(258)</u> 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（以下この号及び次号において「変更認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 変更認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物調査機関等が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 2,450円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 建築物省エネ法第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この号において「認定済計画」という。）に係る建築物の部分について<u>第256号ア(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに</p>	<p>25,000平方メートル以上のもの 440,000円</p> <p><u>(256)</u> 建築物省エネ法第30条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく認定申請に対する審査</p> <p>1件につき 前号の規定により算定した額に第189号に規定する額（確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、同号に規定する額に第193号に規定する額を加えた額。<u>第258号</u>において同じ。）又は第193号に規定する額を加えた額</p> <p><u>(257)</u> 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（以下この号及び次号において「変更認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 変更認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物調査機関等が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 2,450円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 建築物省エネ法第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この号において「認定済計画」という。）に係る建築物の部分について<u>第255号ア(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに</p>

改正後	改正前
<p>追加された部分について<u>第256号ア(イ)</u>の規定により算定した額</p> <p>イ 変更認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき ア(ア)に規定する額</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の住宅部分について<u>第256号イ(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された住宅部分について<u>第256号イ(イ)</u>の規定により算定した額</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の部分について<u>第256号ウ(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について<u>第256号ウ(イ)</u>の規定により算定した額</p> <p><u>(259)</u> 建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく変更認定申請に対する審査</p>	<p>追加された部分について<u>第255号ア(イ)</u>の規定により算定した額</p> <p>イ 変更認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき ア(ア)に規定する額</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の住宅部分について<u>第255号イ(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された住宅部分について<u>第255号イ(イ)</u>の規定により算定した額</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の部分について<u>第255号ウ(イ)</u>の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について<u>第255号ウ(イ)</u>の規定により算定した額</p> <p><u>(258)</u> 建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく変更認定申請に対する審査</p>

改正後	改正前
<p>1 件につき 前号の規定により算定した額に第189号に規定する額又は第193号に規定する額を加えた額</p>	<p>1 件につき 前号の規定により算定した額に第189号に規定する額又は第193号に規定する額を加えた額</p>
<p><u>(260)</u> 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準（建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。）に適合している旨の認定の申請（以下この号において「認定申請」という。）に対する審査</p>	<p><u>(259)</u> 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準（建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。）に適合している旨の認定の申請（以下この号において「認定申請」という。）に対する審査</p>
<p>ア 認定申請に係る建築物（以下この号において「申請建築物」という。）が建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨を登録建築物調査機関等が証する書類、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第3条第2項に規定する通知書、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項に規定する通知書その他市長が別に定める書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p>	<p>ア 認定申請に係る建築物（以下この号において「申請建築物」という。）が建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨を登録建築物調査機関等が証する書類、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第3条第2項に規定する通知書、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項に規定する通知書その他市長が別に定める書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p>
<p>1 件につき 当該申請建築物の区分に応じ<u>第256号ア</u>に規定する額</p>	<p>1 件につき 当該申請建築物の区分に応じ<u>第255号ア</u>に規定する額</p>
<p>イ 申請建築物に係る住宅品質確保法第6条第2項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に定める断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価が行われているものに限る。）が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p>	<p>イ 申請建築物に係る住宅品質確保法第6条第2項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に定める断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価が行われているものに限る。）が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p>
<p>1 件につき 当該申請建築物の区分に応じ<u>第256号イ</u>に規定する額</p>	<p>1 件につき 当該申請建築物の区分に応じ<u>第255号イ</u>に規定する額</p>
<p>ウ ア又はイ以外の場合</p>	<p>ウ ア又はイ以外の場合</p>
<p>（ア） 一戸建ての住宅 1 件につき 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての場合の区分に応じ次に規定する額</p>	<p>（ア） 一戸建ての住宅 1 件につき 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての場合の区分に応じ次に規定する額</p>
<p>a 建築物エネルギー消費性能基準等</p>	<p>a 建築物エネルギー消費性能基準等</p>

改正後	改正前
<p>を定める省令第1条第1項第2号ロ(1)に規定する住宅部分の設計一次エネルギー消費量(以下この号において「設計一次エネルギー消費量」という。)が計算されている場合 <u>第256号ウ(ア)</u>に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ同号ウ(ア)に規定する額</p> <p>b a 以外の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき次に掲げる当該申請建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 <u>第256号ウ(イ)a</u>に掲げる住戸の総数の区分に応じ同号ウ(イ)aに規定する額</p> <p>(b) (a)以外の場合 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 1戸 17,000円</p> <p>ii 2戸以上5戸以下 33,000円</p> <p>iii 6戸以上10戸以下 48,000円</p> <p>iv 11戸以上25戸以下 71,000円</p> <p>v 26戸以上50戸以下 110,000円</p> <p>vi 51戸以上100戸以下 160,000円</p> <p>vii 101戸以上200戸以下 230,000円</p> <p>viii 201戸以上300戸以下 290,000円</p> <p>ix 301戸以上 340,000円</p> <p>b 共用部分 <u>第256号ウ(イ)b</u>に掲げる建築物の区分に応じ同号ウ(イ)b</p>	<p>を定める省令第1条第1項第2号ロ(1)に規定する住宅部分の設計一次エネルギー消費量(以下この号において「設計一次エネルギー消費量」という。)が計算されている場合 <u>第255号ウ(ア)</u>に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ同号ウ(ア)に規定する額</p> <p>b a 以外の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき次に掲げる当該申請建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 <u>第255号ウ(イ)a</u>に掲げる住戸の総数の区分に応じ同号ウ(イ)aに規定する額</p> <p>(b) (a)以外の場合 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 1戸 17,000円</p> <p>ii 2戸以上5戸以下 33,000円</p> <p>iii 6戸以上10戸以下 48,000円</p> <p>iv 11戸以上25戸以下 71,000円</p> <p>v 26戸以上50戸以下 110,000円</p> <p>vi 51戸以上100戸以下 160,000円</p> <p>vii 101戸以上200戸以下 230,000円</p> <p>viii 201戸以上300戸以下 290,000円</p> <p>ix 301戸以上 340,000円</p> <p>b 共用部分 <u>第255号ウ(イ)b</u>に掲げる建築物の区分に応じ同号ウ(イ)b</p>

改正後	改正前
<p>に規定する額</p> <p>c 非住宅部分 <u>第256号ウ(イ)c</u>に掲げる場合の区分に応じ同号ウ(イ)cに規定する額</p>	<p>に規定する額</p> <p>c 非住宅部分 <u>第255号ウ(イ)c</u>に掲げる場合の区分に応じ同号ウ(イ)cに規定する額</p>
<p><u>(261)</u> マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づくマンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円</p>	<p><u>(260)</u> マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づくマンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円</p>
<p><u>(262)</u> 道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第2項の規定により道路管理者が行う同条第1項の規定に基づく特殊車両の通行許可の申請に対する審査 1通行経路につき 200円</p>	<p><u>(261)</u> 道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第2項の規定により道路管理者が行う同条第1項の規定に基づく特殊車両の通行許可の申請に対する審査 1通行経路につき 200円</p>
<p><u>(263)</u> 道路、河川、水路、堤とう敷その他市有地と民有地との境界査定 1件につき1筆600円に筆数が1増すごとに200円を加えた額</p>	<p><u>(262)</u> 道路、河川、水路、堤とう敷その他市有地と民有地との境界査定 1件につき1筆600円に筆数が1増すごとに200円を加えた額</p>
<p><u>(264)</u> 海難に関する証明書の交付 1件につき 300円</p>	<p><u>(263)</u> 海難に関する証明書の交付 1件につき 300円</p>
<p><u>(265)</u> 港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第1項第8号の規定に基づく船舶に対する運搬給水 1件につき 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>ア 給水量が30立方メートル以下である場合 25,560円</p> <p>イ 給水量が30立方メートルを超える場合 25,560円に30立方メートルを超える分につき1立方メートルまでごとに852円を加えた額</p>	<p><u>(264)</u> 港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第1項第8号の規定に基づく船舶に対する運搬給水 1件につき 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>ア 給水量が30立方メートル以下である場合 25,560円</p> <p>イ 給水量が30立方メートルを超える場合 25,560円に30立方メートルを超える分につき1立方メートルまでごとに852円を加えた額</p>
<p><u>(266)</u> 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ、第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</p>	<p><u>(265)</u> 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ、第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</p>

改正後	改正前
ア 造成宅地の面積が0.1ヘクタール未満のとき。 1件につき 86,000円	ア 造成宅地の面積が0.1ヘクタール未満のとき。 1件につき 86,000円
イ 造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。 1件につき 130,000円	イ 造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。 1件につき 130,000円
ウ 造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。 1件につき 190,000円	ウ 造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。 1件につき 190,000円
エ 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。 1件につき 260,000円	エ 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。 1件につき 260,000円
オ 造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。 1件につき 390,000円	オ 造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。 1件につき 390,000円
カ 造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。 1件につき 510,000円	カ 造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。 1件につき 510,000円
キ 造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。 1件につき 660,000円	キ 造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。 1件につき 660,000円
ク 造成宅地の面積が10ヘクタール以上のとき。 1件につき 870,000円	ク 造成宅地の面積が10ヘクタール以上のとき。 1件につき 870,000円
<u>(267)</u> 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、第63条第3項第6号若しくは第68条の69第3項第6号又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅（中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が1,000平方メートル未満のものを除く。）の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	<u>(266)</u> 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、第63条第3項第6号若しくは第68条の69第3項第6号又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅（中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が1,000平方メートル未満のものを除く。）の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査
ア 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき。 1件につき 6,200円	ア 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき。 1件につき 6,200円
イ 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき。 1件につき 8,600円	イ 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき。 1件につき 8,600円
ウ 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき。 1件につき 13,000円	ウ 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき。 1件につき 13,000円

改正後	改正前
エ 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき。 1件につき 35,000円	エ 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき。 1件につき 35,000円
オ 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき。 1件につき 43,000円	オ 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき。 1件につき 43,000円
カ 新築住宅の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるとき。 1件につき 58,000円	カ 新築住宅の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるとき。 1件につき 58,000円
<u>(268)</u> 租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ、第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査 1件につき 86,000円	<u>(267)</u> 租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ、第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査 1件につき 86,000円
<u>(269)</u> 租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ、第63条第3項第7号ロ若しくは第68条の69第3項第7号ロの規定に基づく優良住宅又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく優良住宅（中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が1,000平方メートル未満のものに限る。）の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	<u>(268)</u> 租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ、第63条第3項第7号ロ若しくは第68条の69第3項第7号ロの規定に基づく優良住宅又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく優良住宅（中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が1,000平方メートル未満のものに限る。）の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査
ア 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき。 1件につき 6,200円	ア 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき。 1件につき 6,200円
イ 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき。 1件につき 8,600円	イ 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき。 1件につき 8,600円
ウ 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき。 1件につき 13,000円	ウ 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき。 1件につき 13,000円
エ 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき。 1件につき 35,000円	エ 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき。 1件につき 35,000円
オ 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるとき。 1件につき 43,000円	オ 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるとき。 1件につき 43,000円

改正後	改正前
(270) 租税特別措置法第41条の19の2第1項の規定に基づく同項に規定する耐震改修をした家屋に該当する旨の証明書の交付 1件につき 300円	(269) 租税特別措置法第41条の19の2第1項の規定に基づく同項に規定する耐震改修をした家屋に該当する旨の証明書の交付 1件につき 300円
(271) 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第19条第11項又は第38条の5第9項に規定する住宅用地の譲渡に該当するものであることについての認定の申請に対する審査 1件につき 47,000円	(270) 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第19条第11項又は第38条の5第9項に規定する住宅用地の譲渡に該当するものであることについての認定の申請に対する審査 1件につき 47,000円
(272) 租税特別措置法施行令第19条第12項第4号又は第38条の5第10項第4号に規定する譲渡予定価額に関する申出に対する審査 1件につき 43,000円	(271) 租税特別措置法施行令第19条第12項第4号又は第38条の5第10項第4号に規定する譲渡予定価額に関する申出に対する審査 1件につき 43,000円
(273) 租税特別措置法施行令第20条の2第13項又は第38条の4第22項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査 1件につき 31,000円	(272) 租税特別措置法施行令第20条の2第13項又は第38条の4第22項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査 1件につき 31,000円
(274) 租税特別措置法施行令第25条の4第2項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査 1件につき 32,000円	(273) 租税特別措置法施行令第25条の4第2項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査 1件につき 32,000円
(275) 租税特別措置法施行令第25条の4第16項に規定する事情があることについての認定の申請に対する審査 1件につき 24,000円	(274) 租税特別措置法施行令第25条の4第16項に規定する事情があることについての認定の申請に対する審査 1件につき 24,000円
(276) 租税特別措置法施行令第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査 1件につき 1,300円	(275) 租税特別措置法施行令第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査 1件につき 1,300円
(277) 地方税法附則第15条の9第1項の規定に基づく同項に規定する耐震改修が行われた住宅が地方税法施行令(昭和25年政令第245号)附則第12条第24項に掲げる基準に適合する旨の証明書の交付 1件につき 300円	(276) 地方税法附則第15条の9第1項の規定に基づく同項に規定する耐震改修が行われた住宅が地方税法施行令(昭和25年政令第245号)附則第12条第24項に掲げる基準に適合する旨の証明書の交付 1件につき 300円
(278) 地方税法附則第15条の10第1項の規定に基づく同法附則第15条の9第1項に規定	(277) 地方税法附則第15条の10第1項の規定に基づく同法附則第15条の9第1項に規定

改正後	改正前
<p>する耐震改修が行われた家屋が地方税法施行令附則第12条第24項に規定する基準に適合する旨の証明書の交付 1件につき 300円</p> <p><u>(279)</u> その他の公文書又は図面の謄本又は抄本の交付 1件につき 300円</p> <p><u>(280)</u> その他の公文書又は図面（市長が別に定めるものを除く。）を閲覧に供する事務 1件につき 300円</p> <p><u>(281)</u> その他の証明又は証明書の交付 1件につき 300円</p> <p>第2条の2 計量法第20条第1項の規定により同項に規定する指定定期検査機関（以下「指定定期検査機関」という。）が行う定期検査を受けようとする者は、当該定期検査に係る前条第20号に規定する手数料を当該指定定期検査機関に納付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により指定定期検査機関に納付された手数料は、当該指定定期検査機関の収入とする。</p> <p>第3条 同じ事項の証明を、2通以上請求する者及び数人に列記してその者に対する証明を請求する者には、1通又は1人ごとに第2条の手数を徴収する。ただし、本籍、住所又は居所が同じ場合の家族に対して、同一事項を証明する場合は、この定めによらない。</p> <p>第4条 奥書、認証等名義のいかんを問わず、文書をもって事実を認証するものは、第2条の証明とみなし、手数料を徴収する。</p> <p>第5条 <u>第2条第279号</u>のその他の公文書又は図面の謄本又は抄本の交付その他多額の費用を要するもの及び同条の規定により難しいものについては、その実費に相当する手数料を徴収することができる。</p> <p>第6条 ～ 第9条 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>	<p>する耐震改修が行われた家屋が地方税法施行令附則第12条第24項に規定する基準に適合する旨の証明書の交付 1件につき 300円</p> <p><u>(278)</u> その他の公文書又は図面の謄本又は抄本の交付 1件につき 300円</p> <p><u>(279)</u> その他の公文書又は図面（市長が別に定めるものを除く。）を閲覧に供する事務 1件につき 300円</p> <p><u>(280)</u> その他の証明又は証明書の交付 1件につき 300円</p> <p>第2条の2 計量法第20条第1項の規定により同項に規定する指定定期検査機関（以下「指定定期検査機関」という。）が行う定期検査を受けようとする者は、当該定期検査に係る前条第20号に規定する手数料を当該指定定期検査機関に納付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により指定定期検査機関に納付された手数料は、当該指定定期検査機関の収入とする。</p> <p>第3条 同じ事項の証明を、2通以上請求する者及び数人に列記してその者に対する証明を請求する者には、1通又は1人ごとに第2条の手数を徴収する。ただし、本籍、住所又は居所が同じ場合の家族に対して、同一事項を証明する場合は、この定めによらない。</p> <p>第4条 奥書、認証等名義のいかんを問わず、文書をもって事実を認証するものは、第2条の証明とみなし、手数料を徴収する。</p> <p>第5条 <u>第2条第278号</u>のその他の公文書又は図面の謄本又は抄本の交付その他多額の費用を要するもの及び同条の規定により難しいものについては、その実費に相当する手数料を徴収することができる。</p> <p>第6条 ～ 第9条 略</p>

■ 建築基準法（抜粋）

（書類の閲覧）

第九十三条の二 特定行政庁は、確認その他の建築基準法令の規定による処分並びに第十二条第一項及び第三項の規定による報告に関する書類のうち、当該処分若しくは報告に係る建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令で定めるところにより、閲覧の請求があつた場合には、これを閲覧させなければならない。

■ 建築基準法施行規則（抜粋）

（書類の閲覧等）

第十一条の四 法第九十三条の二（法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、それぞれの書類に記載すべき事項が特定行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつてこれらの図書とみなす。

- 一 別記第三号様式による建築計画概要書
 - 二 別記第十二号様式による築造計画概要書
 - 三 別記第三十六号の三様式による定期調査報告概要書
 - 四 別記第三十六号の五様式、別記第三十六号の七様式、別記第三十六号の九様式及び別記第三十六号の十一様式による定期検査報告概要書
 - 五 処分等概要書
 - 六 全体計画概要書
 - 七 指定道路図
 - 八 指定道路調書
- 2 特定行政庁は、前項の書類（同項第七号及び第八号の書類を除く。）を当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、閲覧に供さなければならない。
- 3 特定行政庁は、第一項の書類を閲覧に供するため、閲覧の場所及び閲覧に関する規程を定めてこれを告示しなければならない。

■ 建築基準法施行規則（抜粋）

（書類の閲覧等）

第十一条の四 法第九十三条の二（法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、それぞれの書類に記載すべき事項が特定行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつてこれらの図書とみなす。

- 一 別記第三号様式による建築計画概要書
 - 二 別記第十二号様式による築造計画概要書
 - 三 別記第三十六号の三様式による定期調査報告概要書
 - 四 別記第三十六号の五様式、別記第三十六号の七様式、別記第三十六号の九様式及び別記第三十六号の十一様式による定期検査報告概要書
 - 五 処分等概要書
 - 六 全体計画概要書
 - 七 指定道路図
 - 八 指定道路調書
- 2 特定行政庁は、前項の書類（同項第七号及び第八号の書類を除く。）を当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、閲覧に供さなければならない。
- 3 特定行政庁は、第一項の書類を閲覧に供するため、閲覧の場所及び閲覧に関する規程を定めてこれを告示しなければならない。

■ 川崎市建築計画概要書等の閲覧に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条の2（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、建築基準法令による処分等の概要書及び全体計画概要書（以下「概要書」という。）の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の場所)

第2条 概要書の閲覧の場所（以下「閲覧所」という。）は、まちづくり局指導部建築管理課とする。

(休日)

第3条 閲覧所の休日は、川崎市の休日を定める条例（平成元年川崎市条例第16号）第1条第1項に規定する市の休日とする。

(開所時間)

第4条 閲覧所の開所時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(閲覧所の臨時休日等)

第5条 前2条の規定にかかわらず、市長は、概要書の整理その他必要があると認めるときは、臨時に休日を設け、又は開所時間を伸縮することができる。この場合において、市長は、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。

(閲覧の料金)

第6条 概要書の閲覧は、無料とする。

(閲覧の申請)

第7条 概要書を閲覧しようとする者は、建築計画概要書等閲覧申請書（別記様式）に必要事項を記入し、市長に申請しなければならない。

(閲覧上の注意)

第8条 閲覧者は、係員の指示に従い、概要書を閲覧しなければならない。

(閲覧の停止等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1) 前条の規定に違反したもの

(2) 概要書を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められるもの

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるもの

(委任)

第10条 この規則の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（略）

■ 建築計画概要書等複写サービス取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築計画概要書等の複写サービス（以下「複写」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(複写対象・条件)

第2条 複写については、次の各号に定めるところにより行う。

- (1) 複写することができる資料は、「川崎市建築計画概要書等の閲覧に関する規則」（昭和46年川崎市規則第1号）に基づき閲覧申請がなされた建築計画概要書等とする。
- (2) 複写は、1申請につき複写部分1部限りとする。
- (3) 川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）の趣旨に基づき、建築計画概要書に押印されている申請者印については、識別できないよう配慮する。

(複写手続)

第3条 複写の申込みについては、閲覧申請の際、窓口で受け付ける。

(複写料金)

第4条 複写料金については、1面10円とする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。